

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	富 山 県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
(1) 割引の還元のあり方 異存ありませんが、「利用者の負担額に応じた割引」、「公平にかつ幅広く利用者に還元する」という方針と、割引対象車両をＥＴＣ車両に限定することの整合性について、何らかの説明が必要と考えます。(3)参照)	
(2) 割引率や対象時間の考え方 異存ありません。	
(3) 割引対象車両について 割引対象をＥＴＣ車両とすることについては、異存ありません。 ただし、ＥＴＣ利用率が約２０％という現状を踏まえ、「(1)割引の還元のあり方」で示された「利用者の負担額に応じた割引」、「公平にかつ幅広く利用者に還元する」という方針との整合性について、何らかの説明が必要と考えます。 また、「全道路ユーザー等への恩恵」と「今後の弾力的な料金施策の実施に向けた有効性」からＥＴＣ車両のみを対象とすることの妥当性（「料金所部における渋滞減少」を除けば特にＥＴＣ車両に限定されたものではないと考えられる。）については説得性が薄いと思います。 対象をＥＴＣ車両に限定することについては、例えば、今回還元されるコスト削減等の成果の内訳としてＥＴＣ普及に伴う料金徴収コストの削減等の占める割合、あるいは概算額を明らかにするとともに、ＥＴＣのさまざまな効果を踏まえた国策としての利用促進策（今回のＥＴＣ限定も含めて）を提示することにより、近い将来において「割引の還元のあり方」の方針が担保されていくことを説明すれば、ユーザー等の理解が得られるのではないかと考えます。	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
異存ありません。	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

（1）割引内容（案）及び（2）割引結果

割引内容（案）については、料金割引の基本的方向性を十分踏まえた案となっており、異存ありません。

ただ、時間帯割引について、制度上やむを得ない面もありますが、以下のような状況も予想されることから、今後、交通や環境への影響等についてフォローアップが必要と考えます。

- ① 通勤時間帯割引について、乗り継ぎにより通勤目的以外の中・長距離利用者（100km～400km程度）の利用も可能となり、同一ICでの不要な出入りが増加すること。
- ② 対象時間に合わせた出入り（例えば、夜間割引の対象となる0時を過ぎた出、4時前の入り等）により、特定時間に出入りの交通が集中すること。
- ③ 通勤時間帯割引については、一般道路から高速自動車国道への交通の転換のみならず、他の時間帯から通勤時間帯への交通の集中を助長すること。特に、通勤時間帯割引の割引率を夜間割引よりも大きく設定した場合には、深夜の短・中距離利用者までもが通勤時間帯に集中すること。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

割引内容については、利用者に対する還元の程度や割引による効果及び課題を継続的に把握し、適時適切に見直しを行うことが重要と考えます。

その際には、単に割引内容のみについて検討を行うのではなく、例えばインターチェンジ周辺の一般道路における渋滞が発生した場合には、当該道路の改良の可能性についても模索するなど道路行政としての総合的な検討を行うべきものと考えます。

なお、ETC車両限定とする今回の割引そのものがETCの普及促進に大きく貢献するものである以上、割引内容の見直しに当たっては、安易にETCの普及に伴う変更（例えば、ETC利用率がある基準に達した時に割引率を下げるなど）を行うことは避けるべきと思われます。

※その他の意見

・ その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

- ・ 本県では、高速道路の料金割引等に係る社会実験について、昨年度までの「地方提案型」に引き続き今年度「地域における課題解決型」として実験を実施中ですが、今回の新割引料金とは別に、これらの社会実験による結果を踏まえて弾力的な料金設定がなされるよう強く要望します。
具体的には、例えば直轄国道バイパスの計画がある地域においては、これが完成するまでの間、今回の割引に加えて全ての利用車について割引を行うなど、現道環境の改善を推進するような施策について検討されるようお願いいたします。
- ・ 今年度本県で実施している社会実験について、本来ならば今回の新割引料金実施後の各地域の課題を把握したうえで実施することにより、その課題解決効果を検証すべきものと考えており、今回の社会実験の目的及び有効性が薄れるのではないかと懸念しております。
(新割引料金が来春までに実施予定であり、国道等の渋滞や沿道環境、交通事故等の課題に対する社会実験の効果を経後の施策に有効に活用できるか疑問である。)
- ・ 新割引料金は今秋から逐次実施されるとのことですが、本県を含めて全国で実施される「地域における課題解決型」社会実験と重複して実施された場合、利用者に混乱を招くとともに、実験結果への影響も懸念されることから、そうした場合には実験計画の変更（延期や中止を含む。）が必要になるものと考えます。

・ ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。